

第5次長野県子ども読書活動推進計画(案)の概要について

生涯学習課

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条により、「当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」とされており、現行の「第4次長野県子ども読書活動推進計画」は、計画期間が令和6年度末をもって終了となるため、次期計画を令和6年度中に策定する。

本計画は、長野県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする、子どもの読書活動推進を担う関係者・団体等の指針として策定するものであり、同時に、市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものである。

2 意見照会等

（1）長野県子ども読書活動推進会議

長野県子ども読書活動推進計画の実行状況の点検・評価等を行うほか、子どもの読書活動の推進の連携・協力方策、計画策定への助言等に関する意見を聴くため、長野県子ども読書活動推進会議を開催。

第1回 令和6年11月15日（金）

第2回 令和6年12月6日（金）

第3回 令和7年2月28日（金）

※委員構成：学識経験者、図書館関係者、学校教育関係者、読書活動関係者 計6名

（2）パブリックコメント（県民意見公募手続）

令和7年1月23日（木）～2月21日（金）まで実施

3 計画(案)概要

（1）内容等

別紙のとおり

（2）計画期間

令和7年度からおおむね5年間

4 今後の予定

令和7年3月26日（水）教育委員会定例会 計画決定